

○ 開 議

◎議長（大場芳博君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程によりまして、甲第四十七号議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

甲第四十七号議案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、甲第四十七号議案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

○ 討 論

◎議長（大場芳博君） 次に、上程中の議案につきまして討論に入ります。

乙第五十六号議案について討論の通告がっておりますので、発言を許可いたします。

◎武藤明美君 登壇。おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、知事提案の議案の乙第五十六号議案「令和五年度佐賀県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

令和五年度の一般会計歳入で五千六百七十一億三千二百六十四万七千五十六円、歳出で五千五百二十九億一千六百八十二万一千三百七十一円となっております。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は百四十二億

一千五百八十二万五千六百八十五円です。そのうち繰り越す事業の財源として繰り越すべき額四十六億八千七百七十一万三千四百四十三円を除くと、実質収支額は九十五億二千八百一十一万二千五百四十二円で、昭和五十一年度以降四十八年間、実に連続しての黒字となっております。

令和五年度は、新型コロナウイルス感染症も少し収まり、五類へと移行していきしましたが、県内では豪雨災害も起き、家屋倒壊等の被害、亡くなった方もおられるなど、その対応は大変だったと思います。心からお見舞いを申し上げます。豚熱の発生で、農家はもちろん、関係者の方たちが多くの御苦労をされたことに本当にお見舞いを申し上げます。あわせて感謝も申し上げたいと思います。

さて、歳入に関して言えば、消費税清算金として計上されていますが、国の方針に基づく庶民の税負担の反映が見られています。また、前年度よりも県債発行が少なかったとはいえ、五百一十一億五千九百十万円は後年度の財政運営に影響が出てきます。歳出の主なものの四位に公債費が挙げられ、民生費より上回っていることを指摘しなければなりません。

県民生活の面では、県税や使用料手数料、諸収入の不納決算額が五千五百六十三万五千三百三円生じていること、そして収入未済額でも県税諸収入、使用料手数料で十六億三千九百七十四万三千三百三十四円があることから、県民生活は苦しい暮らしになっていると言えます。

県財政の面では、決算年度末の現在高で財政調整積立金が百七十七億九千七百三十一万八千八百一十一円、県債管理基金三百十億五千九百六十二万二千九百九十円、大規模施設整備基金百二十一億一千三百九十四万四千六百八十八円、いわゆるこの三基金で六百九億六千二百七十四万四千四百六十九円の積立金としてあります。これがサンラージパーク等の借金返しや、今進

めている県立大学等の大型事業につき込まれていくのではないでしょう
か。

新幹線長崎ルートも武雄までは開業していますが、声高に武雄から新
鳥栖間の新幹線フル規格をあおる人たちがおります。それにより、事業
費負担が積み増しされることは明らかです。莫大なツケが県民に押しつ
けられることには反対です。大型事業による県債発行と、その償還のた
めに県民の願いが後回しにされるわけにはいきません。県民生活をより
良くしていくことを優先していただきたいとお願いたします。

今、急がれている教員不足の解消と対応のためにも、近隣の県並みに
人件費を引き上げること、保育や介護、看護に携わる方たちの処遇改善
のための支援、県立学校の体育館と特別教室へのエアコン設置、小学校
に続いて中学、高校の少人数数学級の早期実現、学校給食費の無償化、加
齢による難聴者の補聴器購入への支援、国保介護の負担軽減、ひとり親
家庭と重度心身障害者の医療費助成については、現物給付方式の早期実
現など県民要求は渦巻いています。こういった暮らしの願いに心を
寄せていただきたいとお願いをいたしまして、令和五年度歳入歳出決算
の認定に対して反対を表明し、討論を終わります。

◎議長（大場芳博君） 以上をもちまして、討論を終了し採決に入りま
す。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） 乙第五十六号議案を採決します。

これは、令和五年度歳入歳出決算の認定についての議案であります。

乙第五十六号議案についての委員長報告は認定であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、乙第五十六号
議案は認定されました。

ただいま議決いたしました議案を除く他の議案については、討論の通
告はあつておりませんので、討論なしと認めます。よって、直ちに採決
に入ります。

まず、甲第四十三号議案を採決します。

これは、令和六年度一般会計補正予算（第四号）についての議案であ
ります

甲第四十三号議案についての委員長報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、甲第四十三号
議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第六十一号議案及び乙第六十五号議案を採決します。

これは、手数料条例の一部改正、建築基準法施行条例の一部改正につ
いての議案であります

以上二件の議案についての委員長報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者多数と認めます。よって、以上二件の議
案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十四号議案及び甲第四十五号議案、以上二件の議案を一
括して採決します。

以上二件の議案についての委員長の報告は可決であります。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、以上二件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十七号議案を採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、甲第四十七号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十六号議案を採決します。

これは、令和六年度一般会計補正予算（第三号）の専決処分についての議案であります。

甲第四十六号議案についての委員長の報告は承認であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、甲第四十六号議案は承認されました。

次に、乙第五十八号議案から乙第六十号議案まで三件、乙第六十二号議案から乙第六十四号議案まで三件、乙第六十六号議案から乙第七十六号議案まで十一件、以上十七件の議案を一括して採決します。

以上十七件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、以上十七件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第七十七号議案を採決します。

これは、教育委員会委員の任命についての議案であります。

乙第七十七号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、乙第七十七号議案は同意することに決定いたしました。

次に、乙第七十八号議案を採決します。

これは、収用委員会委員の任命についての議案であります。

乙第七十八号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、乙第七十八号議案は同意することに決定いたしました。

次に、乙第五十七号議案を採決します。

これは、令和五年度工業用水道事業決算の認定についての議案であります。

乙第五十七号議案についての委員長の報告は認定であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、乙第五十七号議案は認定されました。

○ 議案提出

◎議長（大場芳博君）　ただいま議長の手元に留守茂幸議員外三十三名から、議第一号議案「佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）」が提出されました。

これは、皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（議第一号議案）

○ 議案上程

◎議長（大場芳博君）　お諮りいたします。

議第一号議案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君）　御異議なしと認めます。よって、議第一号議案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

議第一号議案につきましては、提出者の説明を省略いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君）　御異議なしと認めます。よって、議第一号議案につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより議第一号議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあつておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議第一号議案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君）　御異議なしと認めます。よって、議第一号議案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議第一号議案について討論に入りますが、討論の通告はあつておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採決

◎議長（大場芳博君）　議第一号議案を採決します。

これは、県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部改正についての議案であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君）　起立者多数と認めます。よって、議第一号議案は原案のとおり可決されました。

次に、請第五号請願から請第七号請願について討論に入りますが、討論の通告はあつておりませんので討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

まず、請第七号請願を採決します。

これは、小中高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・専任の教職員の増員、特別支援学級の編制基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願であります。

請第七号請願についての委員長の報告は不採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者少数と認めます。よって、請第七号請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第五号請願を採決します。

これは、私学助成の大幅増額・教育費の保護者負担の軽減・教育条件の改善をもとめる請願書であります。

請第五号請願についての委員長の報告は採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、請第五号請願は採択することに決定いたしました。

次に、請第六号請願を採決します。

これは、重心医療の現物給付に関する請願であります。

請第六号請願についての委員長報告は採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、請第六号請願は採択することに決定いたしました。

○ 意見書案提出

◎議長（大場芳博君） ただいま議長の手元に意見書案が四件提出されました。

これは、皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（意見書案）

○ 意見書案上程

◎議長（大場芳博君） お諮りいたします。

意第十一号意見書案から意第十四号意見書案まで、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案につきましては、議員全員の提出によるもので内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決

定いたしました。

これより意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） 意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案を採決します。

これは、福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度に係る公費助成の継続を求める意見書案、医療・介護等を提供するため適切な財源確保を求める意見書案についてであります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 全員起立と認めます。よって、意第十一号意見書案及び意第十二号意見書案はいずれも可決されました。

お諮りいたします。

意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案につきましては、提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案につきましては、委員会負託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○ 討 論

◎議長（大場芳博君） これより意第十三号意見書案及び意第十四号意見書案につきまして、討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許可いたします。

◎武藤明美君 登壇。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、意第十三号意見書案「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）」と、意第十四号意見書案「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）」に賛成の立場から一括して討論を行います。

まず、意第十三号意見書案からです。選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案に賛成して討論を行います。

このほど国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し、女性が婚姻前の姓を保持することができるための法整備をするよう勧告いたしました。世界の中で、夫婦同姓を義務付けているのは日本だけです。姓の変更によって仕事や研究等を続けるに当たって、不都合が生じたり、手続に時間を要するなど困り事も多く生じています。

この状況を見ても、日本経済団体連合会からさえ、選択的夫婦別姓の

導入が必要だとの声が上がっています。

これはあくまで選択的ですので、強制ではありません。別姓にしたい人たちがそれを選ぶことができる自由を持てるようにすべきです。また、夫婦同姓が良ければ当然それでいいのです。通称でお仕事をしている人もいますが、戸籍上は夫婦同姓になっておられるからだと思います。それはそれでいいことです。どうしても戸籍で別姓にしたい人がいるなら、選ぶ自由を保証すべきだと思います。結婚する二人が互いに話し合って、どちらの姓にするのか、また別姓を選ぶのか。それを決めるのは二人ですし、それぞれ自由であるべきです。

ある研究所の調査では、二十代、三十代、四十代の六五%以上が選択的夫婦別姓に賛同し、大学生では約八割が賛成だと言ったとのことです。国連の女子差別撤廃委員会の勧告を受けて、ぜひ選択的夫婦別姓制度の導入を進めるよう国に求めようではありませんか。御賛同をお願いし、この討論を終わります。

次に、意第十四号意見書案「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）」に、賛成の立場で討論を行います。

今年二〇二四年十月十一日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞に決まり、去る十二月十日に授賞式が行われました。

被爆七十九年、来年は八十年を迎えますが、被爆者としてこれまで歩いてこれ、先輩たちを次々に見送り、核兵器がなくなことを願って活動してこられました。命ある限り核兵器の廃絶を訴える姿に胸がいっぱいになります。

二〇一七年七月七日に国連で核兵器禁止条約が採択され、二〇二一年

一月二十一日に調印、批准、参加が開始され、二〇二四年九月現在、九十四の国と地域が署名し、七十三の国、地域が批准をしています。

兵器の中でも核兵器が非人道的なものであることは、被爆者の訴えだけでなく、医師や研究者の分野からでも明らかです。国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものです。

二〇二二年二月にロシアのプーチン大統領が、ウクライナの軍事侵略にあわせて、ロシアは世界で最も強力な核保有国だ、我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になると脅した卑怯なやり方は絶対に許せません。核兵器があるからこそその醜い脅迫の言動は、広島、長崎で被爆した人たちを、家族を、どれほど傷つけているでしょうか。ガザ地区におけるイスラエルも同様です。世界に核兵器がある限り、同じことが繰り返されるのではと恐怖と不安を抱きつつ暮らしていくのはもうごめんです。

核兵器を持つ九カ国、アメリカ、ロシア、フランス、イギリス、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮に対して、核兵器禁止を願う国々が無くそうという動きを強めていることは世界の流れであり、希望を持ちます。

被爆者団体の行動がノーベル平和賞という形で認められ、今こそ被爆国日本が、被爆者の思いを受け止め、核兵器の使用を許さず全面的禁止を訴える姿勢を見せていただきたく思います。そのため、核兵器禁止条約に署名し、国会での批准をすることを政府に求めるこの意見書の採択を、皆様方に心から呼びかけて賛同していただきまますようお願いをし、お訴えるものです。

以上、賛成討論を終わります。

◎議長（大場芳博君） 以上をもちまして討論を終了し、採決に入りま

す。

○ 採 決

◎議長（大場芳博君） まず、意第十三号意見書案を採決します。

これは、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案であります。本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者少数と認めます。よって、意第十三号意見書案は否決されました。

次に、意第十四号意見書案を採決します。

これは、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（大場芳博君） 起立者少数と認めます。よって、意第十四号意見書案は否決されました。

○ 議員 派遣

◎議長（大場芳博君） 次に、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第二百二十九条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決いたしました。

（議員派遣の件）

◎議長（大場芳博君） お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決いたしました。

○ 継 続 審 査

◎議長（大場芳博君） 次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査申し出がありました。

（閉会中継続審査申出書）

◎議長（大場芳博君） お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大場芳博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、今期定例県議会の全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決されました各議案について、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っておきます。

○ 閉 会

◎議長（大場芳博君） これをもちまして、令和六年十一月定例県議会を閉会いたします。

この後、事務局長から発言がありますので、このままお待ちください。

◎田中議会事務局長Ⅱこれより県議会議員として県勢の発展に寄与された藤木卓一郎議員に対し、知事から感謝状の贈呈がございます。このまま御着席をお願いいたします。

午前十一時三十三分 閉会

議事課副課長

高 田 一 弘

同 記録担当主任主査

松 尾 重 治

同 記録担当会計年度任用職

石 丸 宏 子

○ 永年勤続議員に対する知事感謝状贈呈

◎黒田秘書課長 ㊦ たいまから佐賀県議会議員として長年にわたり県勢の進展に寄与されました方に対し、知事感謝状の贈呈を行います。

お名前を呼ばれた方は知事に前に御移動ください。

藤木卓一郎様。

◎山口知事 ㊦

感謝状

佐賀県議会議員 藤木卓一郎様

あなたは佐賀県議会議員として在職二十五年にわたり県勢の進展に寄与されその功績は誠に大なるものがあります

よってここに深く感謝の意を表します

令和六年十二月十七日

佐賀県知事 山口祥義

お疲れさまでした。

〔山口知事 藤木卓一郎君に感謝状並びに記念品贈呈〕 (拍手)

◎黒田秘書課長 ㊦ 藤木議員は自席へお戻りください。

以上をもちまして、感謝状贈呈式を終わります。ありがとうございます
しました。